

平成22年7月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ネ)第974号不当利得返還請求控訴事件, 同年(ネ)第1530号同附帯控訴事件

(原審 神戸地方裁判所姫路支部平成21年(ワ)第540号)

口頭弁論終結日 平成22年5月28日

判 決

兵庫県

控訴人・附帯被控訴人

(以下「一審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

石 井 宏 治

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被控訴人・附帯控訴人

アコム株式会社

(以下「一審被告」という。)

同代表者代表取締役

木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士

永 井 光 弘

主 文

- 1 一審原告の控訴を棄却する。
- 2 一審被告の附帯控訴に基づき, 原判決中一審被告敗訴部分を取り消す。
- 3 一審原告の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は, 第1, 2審を通じてこれを8分し, その1を一審原告の負担とし, その余を一審被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告は, 一審原告に対し, 962万3268円及びうち733万16

60円に対する平成21年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は第1, 2審とも一審被告の負担とする。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決中, 一審被告敗訴部分を取り消す。

(2) 一審原告の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は第1, 2審とも一審原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は, 一審原告が, 貸金業者である一審被告に対し, 継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。)1条1項所定の制限利率(以下, 単に「制限利率」という。)により計算した金額を超えて利息として支払われた部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると, 過払金(不当利得)が発生しており, かつ, 一審被告は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして, 不当利得返還請求権に基づき, ①過払金元金733万1660円, ②最終取引日の後である平成21年4月22日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の法定利息(以下, 単に「法定利息」という。)229万1608円, ③上記過払金元金に対する同月23日から支払済みまで前同様の割合による法定利息の支払を求めた事案である。

原判決は, 一審被告が悪意の受益者であるとして過払金元金に対する法定利息の発生を認めつつ, 一審被告の新たな貸付金をこの法定利息に充当することはできないとして, 平成20年12月11日時点での過払金543万3013円及び法定利息305万2156円の合計848万5169円及び過払金543万3013円に対する同月12日から支払済みまで年5分の割合の法定利息の支払を命じ, その余の請求を棄却したので, これを不服とする一審原告が控訴し, 一審被告も, 悪意の受益者であること等を争って附帯控訴した。

なお、一審被告は、本件訴訟が当審に係属中、原判決によって支払を命じられた上記過払金及び法定利息の全額を一審原告に弁済した。

2 争いのない事実及び争点

次の3のとおり当審における当事者の追加主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「2」及び「3」（原判決2頁11行目から同5頁5行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の追加主張

(1) 一審原告

ア 民法491条の定める弁済の充当は、当事者の合理的な意思と公平に合致するものであるが、この利益状況は、過払金元金とその法定利息を、貸付金の弁済に充当する場合と同一である。したがって、当事者の合理的意思解釈からは、過払金に対する利息及び過払金元金は、この順序で貸付金の返済に充当されるべきである。また、過払金に対する法定利息が累積することは、二つの債権を並存させるものであり、法律関係を複雑にするといえる。当事者が、そのようなことを望まないのは当然であるから、この点でも新たな借入金債務は、その都度法定利息に充当されるべきである。

イ 一審被告が、原判決によって支払を命じられた過払金及び法定利息の全額を一審原告に弁済したことは認める。

(2) 一審被告

ア 一審原告の充当に関する主張を争う。

イ 一審被告は、一審原告に対し、平成22年3月11日までに、原判決によって支払を命じられた過払金及び法定利息の全額882万3802円を弁済した。

第3 当裁判所の判断

【以下、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」を引用した上で、当審において、内容的に付加訂正を加えた主要な箇所をゴシック体太字で記載す

る。ただし、それ以外の字句の訂正、部分的加除については、特に指摘しない。】

1 争点(1)について

(1) 貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行った場合、貸金業者は、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるにとどまり、同規定の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである（なお、貸金業法施行前についても、制限利率を超える金銭消費貸借上の利息を任意に支払ったときの元本への充当や返還請求に関する最高裁判例〔最高裁昭和39年11月18日大法廷判決・民集18巻9号1868頁、最高裁昭和43年11月13日大法廷判決・民集22巻12号2526頁〕が既に存在していたのであるから、貸金業者が上記過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきであることに変わりはない。）。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきである。

ところで、上記争いのない事実によると、貸金業者である一審被告は、制限利率を超過する約定利率で一審原告との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領したことが明らかであるところ、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められるとは主張していないが、

上記特段の事情があるので、「悪意の受益者」であるとは推定されない旨主張している。そこで、上記特段の事情の有無について検討する。

(2) 本件取引は昭和57年8月26日に開始されており、貸金業法が施行されたのは昭和58年11月1日であるから、本件取引開始時には未だ同法は施行されておらず、本件取引に関する包括契約（基本契約）は同法施行前に締結されたと考えられるが、同法附則6条1項は、貸金業者が同法の施行前に業として行った金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約に基づき、同法施行後に、債務者が利息として金銭を支払ったときは、その支払については、同法43条1項及び2項の規定は適用しないものと定めていること、昭和58年9月30日付け大蔵省銀行局長通達第2の4(2)ハは、包括契約に基づく貸付については、包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付を行ったときは、いずれのときにも書面を交付しなければならないものと定めていることなどにかんがみると、本件取引のように包括契約が貸金業法施行前に締結された場合には、これに基づいて同法施行後に個々の貸付取引が行われたとしても、その取引に貸金業法43条1項が適用されないということができる。そして、一審被告は、貸金業者であるから、貸金業法附則6条の規定や上記通達の内容を知っていたと考えられるので、同法施行前はもちろん、同法施行後も、本件取引に同法43条1項が適用されないことを認識していたとみるべきであり、一審被告が同項の適用があるとの認識を有していたということとはできない。

一審被告は、本件取引において、貸金業法の施行後に貸増し（借換え）が行われた場合には、その時点で新規に消費貸借契約が成立し、その貸付金の一部で同法施行前に発生した債務が弁済されたと考えられるので、同法43条1項の適用がある旨主張している。そこで検討すると、仮に、貸金業法施行後に貸増し（借換え）が行われた時点で新規の消費貸借契約が締結され、そのときから同法43条1項の適用があるとしても、昭和58年9月30日

付け大蔵省銀行局長通達第2の4(2)ニでは、「借換え等従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付けの金額とする契約を締結したときに交付する書面には、その債務の残高の内訳（元本、利息、賠償金の別）及び従前の貸付けの契約を特定するに足る事項を併記しなければならない。」とされており、借換え等の場合には、現実に授受された金額のほか、従前の貸付契約の特定及びその残高の内訳を記載しなければ、同法17条1項3号の「貸付けの金額」を明らかにしたとはいえないので、貸金業者が交付した同法17条所定の書面に上記記載が欠ける場合には、契約の内容を明らかにした書面を交付したことにはならず、同法43条1項の適用はないといわなければならない。ところが、一審被告は、昭和59年ころから平成10年ころまでに使用していた4種類の包括契約書（基本契約書）及び明細書の各ひな形（乙6ないし9の各1・2）を書証として提出しているものの、本件取引開始時の契約書を書証として提出していないだけでなく、貸金業法施行後に借換え等が行われたことを示す書証も提出していないので、仮に本件取引において同法施行後に借換え等が行われたとしても、そのとき上記記載をした同法17条所定の書面を交付したと認めるに足りる証拠がないといわざるを得ない。

したがって、一審被告は、本件取引につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたとは認められず、仮にそのような認識を有していたとしても、それがやむを得ないと認めることもできないので、上記特段の事情があるということとはできず、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるというべきである。

2 争点(2)について

- (1) 一審原告は、過払金が発生した後に新たな貸付に係る借入金債務が生じた場合、同債務にまず過払金に対する法定利息を充当し、次いで過払金を充当すべきである旨主張し、これに対し、一審被告は、過払金に対する法定利息が生じた場合は、これを棚上げして順次加算されていく計算方法を採用すべき

であると反論しているもので、これについて判断する。

(2) 本件取引のように同一の貸主と借主との間で包括契約（基本契約）に基づき継続的に貸付と返済が繰り返される金銭消費貸借取引において、過払金が発生した時点で他の借入金債務が存在しなかった場合において、過払金をその後発生した新たな借入金債務に充当することができるのは、過払金をその後発生した新たな借入金債務に充当する旨の合意が基本契約に黙示的に含まれていると解される場合であり、基本契約に基づく債務の弁済が同契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解されるときには、基本契約に上記合意が含まれていると解することができる（最高裁平成19年6月7日第一小法廷・民集61巻4号1537頁）。

しかし、過払金に対する法定利息については、これが過払金発生時から生じるのは、貸主が悪意の受益者である場合に限られるのであって、貸金業者において、基本契約締結時に、自己が悪意の受益者であることを前提として、過払金発生時から生じる法定利息を過払金発生後における新たな貸金債務に充当する意思を有し、そのような合意をするものと推認することは困難である。また、過払金に対する利息を過払金発生後に生じた新たな借入金債務に充当しないからといって、一審原告主張のように権利関係が複雑化するともいえない。

さらに、過払金発生後の新たな貸付けは過払金債務の弁済として行われるものではないから、民法491条は適用されず、したがって、同条を根拠として貸付金に過払利息、過払金元本の順に充当するということもできない。

なお、過払金に対する利息を過払金発生後に生じた新たな借入金債務に充当する方が過払金残元本の増加につながり、借主にとって有利な結果となるが、過払金に対する利息の発生は民法704条の規定によるものであって、弁済とは異なるものであり、弁済の充当に関する民法491条の規定を根拠にして一審原告主張のような充当関係を認めることはできない。

(3) したがって、過払金に対する利息は、その後発生する新たな借入金債務に充当することなく、別途積算すべきものと解するのが相当である。

3 以上を前提として、本件取引につき制限利率に従って充当計算をすると、原判決添付別紙計算書2記載のとおりであり、平成20年12月11日の時点で過払金543万3013円及び法定利息305万2156円が発生していたとすることができる。

4 そして、一審被告は、平成22年3月11日までに、以上のとおり支払義務を負う過払金及び同日までの法定利息の全額882万3802円を一審原告に弁済したことは当事者間に争いがないから、結局、一審原告の本訴請求は理由がないこととなる。

第4 結論

以上の次第で、一審原告の本件控訴は理由がないから、これを棄却し、一審被告の附帯控訴は理由があるから、これに基づき原判決中一審被告敗訴部分を取り消して一審原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 西 村 則 夫

裁判官 亀 田 廣 美

裁判官 高 瀬 順 久

)

)

これは正本である。

平成 22年 7月 23 日

大阪高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 中 松

